

令和3年7月1日設定

東村山市立公園指定管理者候補者選定委員会設置要領

(設置)

第1 東村山市立公園条例(平成25年東村山市条例第4号)第37条の3第2項に基づき東村山市立公園の指定管理者を指定するにあたり、指定管理者候補者の選定を行うこと、及び都市公園法第5条の4第3項の設置等予定者の選定を行うことを目的として、東村山市立公園指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領(案)等を基に実施要領の確定に関すること
- (2) 提案事業者等の選定に関すること
- (3) 企画提案書等の審査に関すること
- (4) 指定管理者候補者及び設置等予定者の特定に関すること

(組織)

第3 選定委員会は、次に掲げる委員(以下「選定委員」という。)をもって組織する。

- (1) 委員長 市長
- (2) 副委員長 まちづくり部長
- (3) 委員 経営政策部長(経営改革・情報化担当)、地域創生部長、市民部長、学識経験者3名(内、財務に関する有識者1名)、公募市民2名以内

(委員長の職務及び代理)

第4 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、選定委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席した選定委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(オンライン会議システム又は書面による調査審議)

第6 選定委員会は、第2各号に掲げる所掌事項について対面による調査審議を必要としないときは、オンライン会議システム(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法その他の方法をいう。以下同じ。)による調査審議を行うことができる。

- 2 オンライン会議システムによる映像及び音声(当該映像が正常に送受信されない場合にあつては、音声)の送受信により認識される選定委員については、会議に出席したものとみなすことができる。
- 3 選定委員会は、第2各号に掲げる所掌事項について対面又はオンライン会議システムによる調査審議を必要としないときは、書面(電磁的記録を含む。次項において同じ。)による調査審議を行うことができる。
- 4 前項に規定する書面による調査審議は、事案の概要を記載した書面を選定委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問う方法によって行うものとする。
- 5 前項の規定により意見又は賛否を表明した選定委員については、会議に出席したものとみなすことができる。
(意見の聴取)
- 第7 選定委員会は、必要があると認めるときは、選定委員以外の者を選定委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(守秘義務)
- 第8 選定委員は、審議により知り得た秘密を漏らしてはならない。また、任期を終了した後も同様とする。
(任期)
- 第9 選定委員の任期は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項による東村山市立公園指定管理者の指定に係る東村山市議会の議決を受けるまでとする。
(報償)
- 第10 選定委員会に出席した選定委員及び第6の規定に基づき出席を求められた者に対して、報償を支給することができる。
(庶務)
- 第11 選定委員会の庶務は、まちづくり部みどりと公園課において処理する。
(委任)
- 第12 この要領に定めるもののほか選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
(適用)
- 第13 この要領は、令和3年7月1日から適用する。
(廃止)
- 第14 この要領は、地方自治法第244条の2第6項による東村山市立公園指定管理者の指定に係る東村山市議会の議決を受けたときに廃止する。